

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 人数・平均給与・平均年齢等のデータ

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	中核市 平均給料月額	中核市 平均給与月額
	歳	人	円	円	円	円
岐阜市上下水道事業部	全体	37	383,641	435,870	-	-
	水道	31	385,571	450,531	357,657	435,688
	下水道	6	367,500	432,147	361,195	422,975

* 平均年齢及び職員数は、平成20年4月1日現在の数値です。

* 金額は、平成20年4月分の値です。

* 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均値を指します。

* 「平均給与月額」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等、諸手当を含んだ、総支給額の平均値を指します。

(2) 年齢別人数データ(平成20年4月1日現在)

区分	計	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳
全体	37	2	1	9	15	10
水道	31	2	0	8	13	8
	水道職員	30	2		7	13
	労務職	1			1	
下水道	6	0	1	1	2	2
	水道職員	6		1	1	2

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

企業職給料表(2)(一般企業職と同じ給料表の5級まで)を適用しています。

イ 手当について

扶養手当・住居手当・通勤手当・期末勤勉手当等を一般企業職と同様に支給しています。

ウ 昇給基準について

一般企業職と同様に毎年4月1日を昇給日とし、昇給日前1年間における勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給を実施しています。

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

本市の技能労務職の給与水準は、国・県・民間業者と比べ、高い水準になっていることを踏まえ、技能労務職としての職務職責に応じた給与水準となるよう適正化を図っていきます。

また、技能労務職が行うべき業務を明確にし、民営化、業務委託化、職員嘱託化等の推進を図るとともに、必要最低限の正職員の採用を行っていきます。

3 具体的な取組内容

(1) 現在までの取組

- ・平成10年度に給料表の切替を行い、それまで同一であった一般企業職の給料表と技能労務職の給料表を分離
- ・平成18年度に給料表を見直し、給与水準の平均6.1%引き下げを実施
- ・平成20年度に特殊勤務手当について、見直しを実施
- ・国の行政職俸給表(二)の適用を含め、給与制度についての検討を平成20年中に完了

(2) 今後の方針

ア 給与について

- ・特殊勤務手当について、平成19年度に全ての手当に関して必要性や支給方法、支給額の見直しを図り、平成20年度に見直し結果を反映しましたが、今後も国・岐阜県・中核市の動向や社会状況の変化に留意し、継続的に見直しを行います。

イ 適正配置について

- ・事務事業を再点検し、技能労務職が行うべき業務を平成21年度中に明確化していきます。
- ・「上下水道事業中期経営プラン」の更新に合わせ、平成21年度中に技能労務職の適正配置に係る計画を作成します。